



令和2年春の叙勲受章者をご紹介します。

瑞宝双光章

八木 悟さん

元香取広域市町村圏事務組合 消防監

受章おめでとう
ございます

42年間の長きにわたり、危険性の高い消防業務に従事され、組合消防の発展にご尽力されました。

明るい選挙の啓発作品を募集します ～選挙への呼びかけ 皆さんのアイデアお待ちしております～

町では、「明るい選挙」の一層の推進を図り、私たちの意思を正しく政治に反映することを啓発し、投票参加など選挙に関心を持てるような印象深い作品を募集します。皆さんの応募作品で未来のまちづくりを促進しましょう！

「明るい選挙」はどういう意味？

一人でも多くの皆さんが政治や選挙に関心を持ち、進んで投票に参加し、ルールに違反することなく公正に選挙が行われることを言います。



明るい選挙のキャラクター
選挙のめいすいくん

ポスター

内容 明るい選挙の推進を表すもの

募集対象 小学生、中学生、高校生

規格 (用紙サイズ)※どちらかのサイズで【1人1作品】

○四つ切り画用紙(54.2cm×38.2cm) ○八つ切り画用紙(38.2cm×27.1cm)

標語

内容 きれいな選挙の推進と棄権防止の呼びかけを表すもの

募集対象 小学生、中学生、高校生

規格 1作品 20字以内【1人2作品以内】



令和元年度
町最優秀作品
渡邊 千璃さん

申込方法

【ポスター(裏面右下)・標語(任意の場所)】学校名、学年、氏名(ふりがな)を記入

提出先

小学生、中学生、高校生は各学校に提出してください。

提出期限：9月10日(木)

注意事項

- 作品は返却しません。
- 作品の著作権は選挙管理委員会に帰属し、選挙啓発物品等へ利用させていただきます。その際には、氏名、学校名等を公表します。
- 町で審査した上位作品は千葉県に推薦します。

お問合せ●多古町選挙管理委員会(総務課内) ☎ 76-2611

多古町消防団のリーダーです！

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ消火活動や救助活動を行い、町民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

各地区に配置される消防団員 505 名のリーダーとなる令和2年度の皆さんを紹介します。



団長	工藤和明【北場】
副団長	瓜生 修【大原】
〃	佐藤高一【染井】
本部分団長	土屋敏一【東佐野】
〃	所 雅視【堀ノ尻】
〃	石井雄士【本三倉】
第1分団長	郡司健太郎【高野前】
第2分団長	椎名隆行【堂谷】
第3分団長	萩原大介【五辻】
第4分団長	伊橋孝太郎【御料地】
第5分団長	高橋 望【谷三倉】
第6分団長	佐藤友明【塙】
第7分団長	行方武史【久保】

道路や生活の安全を守るために

張り出した樹木は枝払い・伐採をお願いします

車道や歩道に隣接する山林や住宅などから樹木や枝が張り出していると大変危険です。所有する樹木等の伐採や枝払いをお願いします。

また、樹木等により停電となる恐れもあります。所有する樹木等について、日常から定期的に点検を行い、**事前に適切な対応をお願いします。**

※私有地から道路上に張り出している樹木等は、土地の所有者に所有権があるため、**緊急時を除いては町で伐採や枝払いなどができません。**(民法第233条)

※私有地からの倒木や道路上に張り出した樹木等が原因で事故が発生した場合には、**所有者が責任を負う**ことがあります。(民法第717条、道路法第43条)

お問合せ●都市整備課土木管理係 ☎ 76-5407

こんな風になっていませんか？



雑草などが繁茂して見通しが悪く、衛生面にも悪影響がある。



張り出した樹木や枝が道路に覆いかぶさり、通行の妨げになっている。



張り出した枝葉が防犯灯の光を遮ってしまい、道路が暗くて危ない。

20%もお得!!

第9弾 多古町プレミアム商品券 予約発売を開始します！

1万円で1万2千円分の商品券がご購入いただけます！ぜひ、町内でお買い物を!!

予約受付方法●往復はがきに①郵便番号②住所③購入者氏名④電話番号⑤希望セット数を記入の上、1世帯につき1通投函してください。※一人当たりの購入限度は5セットまで、申込者多数の場合は抽選とさせていただきます。

予約申込期間●6月29日(月)～7月13日(月)必着

発売日●7月20日(月)～24日(金) 午前10時から午後6時 ※「予約受付ハガキ」を持参ください。

販売場所●多古町商工会館(多古町多古 2508-1)

発行内容●1枚1,000円の商品券11枚と500円の商品券2枚を1セット合計12,000円を10,000円で販売(共通券1,000円×6枚・一般店利用券1,000円×5枚・飲食店応援券500円×2枚)

商品券の使用期間●7月20日(月)～令和2年12月31日(木)

その他●チラシに掲載されている店舗でのみ利用できます。商品券使用の際、釣り銭は支払われません。

お問合せ●多古町商工会 ☎ 76-2206